

平成30年3月20日(火曜日)

(会議第5日目)

応招議員

1番	坂本あや	2番	濱村博	3番	藤本岩義
4番	矢野昭三	5番	澳本哲也	6番	宮川徳光
7番	小永正裕	8番	中島一郎	9番	宮地葉子
10番	森治史	11番	池内弘道	12番	浅野修一
13番	小松孝年	14番	山崎正男		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	松田春喜
町参事	北岸英敏	総務課長	宮川茂俊
情報防災課長	徳廣誠司	税務課長	尾崎憲二
住民課長	藤本浩之	健康福祉課長	川村一秋
農業振興課長	宮地丈夫	まちづくり課長	金子伸
産業推進室長	門田政史	地域住民課長	矢野雅彦
海洋森林課長	今西文明	建設課長	森田貞男
会計管理者	小橋智恵美	教育長	坂本勝
教育次長	畦地和也		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 都築智美

議事日程第5号

平成30年3月20日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第67号から第123号まで

(常任委員長の報告・質疑・討論・採決)

日程第3 議員提出議案第9号から議員提出議案第13号まで

(提案趣旨説明・質疑・討論・採決)

日程第4 黒潮町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

日程第5 議員の派遣に関する件について

日程第6 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

● 議員から提出された議案

議案第 9 号	黒潮町議会規則の用字、用語等の整備に関する規則の制定について
議案第 10 号	黒潮町議会訓令の用字、用語等の整備に関する訓令の制定について
議案第 11 号	黒潮町議会震災対策特別委員会設置規程を廃止する訓令について
議案第 12 号	黒潮町議会活性化特別委員会設置規程を廃止する訓令について
議案第 13 号	黒潮町議会事務局規程の一部を改正する訓令について

議 事 の 経 過

平成30年3月20日
午前9時00分 開会

議長（山崎正男君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願ひ致します。

日程第1、一般質問を行います。

発言を許します。

小永正裕君。

7番（小永正裕君）

議長の許可を得ましたので、一般質問を始めます。

前回に引き続いてですね、決定されたという佐賀大方高規格道路についてですね。

1、2、3、4、一応5点に分けてというようにしておりますけども、ひょっとしてその1番から3番に移ったり、4番に移ったり、また戻ってきたりする可能性があると思っておりますので、ご容赦のほどをよろしく、お答えお願ひ致します。

まず、このカッコ1番ですね、この高規格道路を町長はどういうふうにご認識されておられるのか。

12月定例議会では、このルートは妥当であるとの答弁でありましたが、本心からそう考えておられるのかどうか。そのときにいろいろと説明いただきましたけども、どうしても私がおの理解ができないところがあるですね、よう再質問しなかった点があったわけですが、それもまた時間が許せば聞きたいと思っております。

もう1つ、B/C（ビーバイシー）とはどういうものであるかと、などなどをですね、1問目の質問でありますのでよろしくお願ひします。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

おはようございます。

それでは通告書に基づきまして、小永議員の1、佐賀大方高規格道路ルートについてのカッコ1。

この高規格道路をどういうふうにご認識されているのか。12月定例議会で妥当であるとの答弁であったが、本当にそう考えているのか。B/C（ビーバイシー）とはどんなものか、についてのご質問にお答えします。

四国8の字ネットワーク、四国横断自動車道、高知自動車道は、大豊インターから南国インター間が開通して、昨年30周年を迎え、その後、順次、高知県西部へ延伸してまいりました。来年度には、難所であった片坂バイパス6.1キロが開通となります。

そのような中で、昨年、佐賀大方間が事業化となり、今後、当町はもとより幡多6市町村において、物流面、観光面、そして命の道としての防災面、また救急医療機関へのアクセスなど、大変重要な道になるものと認識しております。

ルートの妥当性につきましては、国道56号、現道改良のルート。区間延長を極力短くしたルート。そして、事業化となった市街地、集落との連絡性を優先するルート。この3ルートで住民アンケートの聞き取り項目などから判定され、決定されており、また工法におきましては佐賀大方区間では急峻（きゅうしゅん）な山が多

く、トンネルで出る残土、山切りで出る残土を盛り土として活用していく事業費をできるだけ抑えていく工法と認識しております、ルート、工法については妥当と考えております。

B/C（ビーバイシー）とは費用便益比といいまして、走行時間の短縮、走行経費の減少、交通事故の減少による便益を、道路の整備や維持管理に要する費用で割った値でございます。

議長（山崎正男君）

小永君。

7番（小永正裕君）

B/C（ビーバイシー）には期間がありますか。計算上の。

あれほどのくらい。

議長（山崎正男君）

暫時休憩します。

休 憩 9時 06分

再 開 9時 10分

議長（山崎正男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

失礼致しました。再質問にお答え致します。

期間については、今、データがございませんので、調査をさせていただきたいと思います。

議長（山崎正男君）

小永君。

7番（小永正裕君）

これ、あと聞きたいことがあって、ちょっと関係がありますので、一応聞いただけです。

前のあの12月議会のときの町長からの答弁です、ルートはアンケートを取って、比較路線の中の1つの路線が決定された。事業化の可否を問う前に計画段階評価という作業が必要で、その際には比較法線を提案して、住民の意見を聞くことになる。そちらの聞き取り項目から判定されて、比較法線のうちの南側ルート帯が決定された。それから、このルートは避けることが望ましい施設がたくさんある。学校とか病院とか、あるいは神社仏閣、それからお墓。こういうものを除いた上で、かつ構造令に従った構造にしようとする、もうほとんど自由度がかなり制限されるといいますか、今の法線ではないかと思ってる。一番コントロールされるのはB/C（ビーバイシー）で。

例えば、トンネルから出る、今さっき課長言われたとおりですね、切り土、盛り土に使う。そういった、工費を抑えるということで、B/C（ビーバイシー）を整えて事業化になったと理解しております。また、かなりの制約があった上での事業化ということになっており、妥当だというふうな答弁があったんですね。それで、なんでこの遺跡とかですね、お墓とかある。たくさんあると認めておるのにですね、なぜここを選んだかということ、どうしても理解できなかったんですね。

それと、第1のルートですね、これは、今決まったというルートですから。これ幅が、そのルート帯の300メートル、400メートルとか広い幅があるのにですね、それがそのなぜか一番海に近いところへくねくね曲がってですね、出てきておるわけですね。

鞭の上の山の方に、子どものときよく遊びに行つて悪さしたりしてましたけども、昔の大きな水道のタンク

いいですか、池みたいなのがあってですね、そこに大きな水ためておりました。まだ、その上の方にですね、金比羅さんですか、小さな社があって、鳥居もちゃんとあるんですけども、そういうものがあるんですよね。それから、今はそのまだ、湊川奥寄りにゴルフ場ができてますね。そのゴルフ場と、その神社仏閣をよけねばならない、お墓もよけねばならないなってますので、その間を通るかと思ったら、もうちょっと下の人家に掛かるという話聞きましたので、人家に掛かるということは、ちょっと学校も除くと書いてありますから、南郷小学校が対岸にありますからね。そこのところがえらいくねくね、ちょっとずつ曲がってますね、人家に掛かって。人家に掛かるということは、浮津の方から出てくるときに、ほとんど墓地に掛かるルートになると思うんですね。

そういう、よけるとなると、ゴルフ場との間を曲がって、またボウノミヤとかいうのがありますけど、その下へまたずうっとこう曲がって出てきて、で、人家に掛かってハウスを西へ向いてザアッと取り除いて橋を渡って、また南郷小学校をよけて、海側にまたどンドン近付いて、クロネコヤマトの方へ出ていくというふうな、非常にその窮屈なルートをなぜ選んだのか。これはもう不思議でたまらんです。なぜ、こういうルートにしなければならなかったのかというふうなことが不思議でしょうがない。

それからまた、ずっと右に早咲の方へ渡ってますね、優良農地と言われるところも、ど真ん中をボーンと抜くようになってます。12月議会に言いましたように、そうなっておりますので。一番大切にしなければならない財産をなくしてしまうということにつながるわけです。なぜ、そこを選ばなければならなかったかという理由が分からなかった。

町長自身が、避けねばならない神社仏閣、お墓、学校、その他がいっぱいあるということわざわざ選んで、その幅広いルート帯の中で、それも一番海に近い、津波が来るというのは分かっておるのに一番近いところ。そういうところをなぜ選んだかということは全く理解できなかった。

それで、避けるべき所を取ってくるというのは別の話かと思って悩んでましたけど。いや、どうもこのAルートのことに関して言ってる発言らしいと思ってですね、今回またちょっと念のために、確認のために質問に出したわけです。

どうなんでしょうね。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

この前回は申し上げましたように、すべて選択肢が自分たちに用意されていて、自由に法線書いてください、そのとおりに造りますからということでないわけですね。これはご理解いただけると思います。

じゃあ、どうやって法線を決定しましょうかというときに、まず一つは掛かるお金ですね。そこから得られる便益といいですか、それをまず判断するというのが第一。

その後、じゃあ実際の法線を引こうとするときに、法律の枠組みの外で法線を引くわけにはいかないの、きちんとした構造令に基づいた法線を引きましょう。その法線上にはできるだけ避けたほうがいいものが乗っかってないほうが望ましい。こういうことです。

ちょっと考えていただきますと、まず一番最初に費用便益のことで工法のお話が後段出てまいりますけれども、これについてはまた後段の方でお話しさせていただければと思いますけれども。

まず法線で、ずっと東側から延伸してきて、ゴルフ場とそれから鉄道、この間をまず通し、錦野の北側を通さなければならないというコントロールポイントがありまして、その間でどう法線を引くのかということになりますと、もう何百メートルのルート帯が幅があっても制約がかかるわけですね。なので、あの中で自由に引

けますよということじゃないことをまずご理解いただきたいと思ってます。その過度の制約の中で、ぎりぎりのラインで引いた法線が今回の法線であると自分たちはそのように理解をしています。

ただ、うちの事業でございませんで、国の直轄事業でございませんで、もし細かい所とかです。例えば、最小半径でありますとか、そういったところがもしということであればですね、一度そういう説明の場も、実際に国交省に来ていただいて設けさせていただければなと思いますけれども。

なので、自由度があって、自由に選択ができる状況にないということをもまずご理解いただければと思います。

議長（山崎正男君）

小永君。

7番（小永正裕君）

それが不思議なんです。自由度がないと何をなぜ選んだかいう。

地元が選ぶ権利はないとかいうふうな意味のことを今言われたわけですか。そうじゃないわけですか。

その、なぜかといいますと、地元はですね、地元の事情があるわけですね。執行部からのこの答弁という中身をこう見てみますと、国土交通省の方が我々に話ししてくれた内容じゃないかと思うくらい、何かこう違う感じを受けるわけですね。町長は黒潮町の町長でありますから、黒潮町の町民のなりわい、黒潮町の財産、黒潮町の振興、今後の。そういうことも一番先に重要視して判断し、国の方に申し上げる権利が当然あると思うんですよ。

いうことは、我々黒潮町住民の農業者たちが今一番心配な、心の中にあるのはTPP11（イレブン）でしょう。今、日本が主導して進めておりますけども、どうも30年中にみんな調印しそうだというふうな雰囲気になってますよね。それはそれでうまくいけばええこと、分かりませんが。ただ、地方の農家に見たら、このTPPという言葉聞くだけで、ものすごいアレルギーがあるんですよ。

その上でですよ、こんなええ優良農地があって、そこが全部なくなるというふうなことが現実に起きてくる可能性が出てきた。TPPに対する不安があるのに、まだ二重、三重にですね、大事な農地がなくなると。今できてる大方改良もそうですけど、ほとんど農地通ってますね。浜の宮と入野との間の農地は全部つぶれてますよ。それで、今度また二重に、この狭いところへ道路がどんどん固まって集まってくるということ自体が非常に不自然だというふうな、住民の、一生懸命現場で働いてる方は不審に思ってるわけですよ。

町長が黒潮町の住民、黒潮の財産を守るというトップに立っていただいて、合併するときいろいろと議論しましたけども、国と地方は対等だということを繰り返し国の方から説明を受けておりました。我々も。それは当然、地方分権というふうなこともその中で重ねて言われておられましたので、当然、お国の方にも言うべきことは言う必要があると思いますし。

ましてや今はですね、アベノミクスが全国の田舎にまで浸透するようにですね、国が旗振って、地方は自分で知恵を出して、あい路までつくって提案して、補助金を出しますよと、採用されれば、いうふうなことも一生懸命国の方もやっていますし。尾崎知事も地産外商ということに非常に力入れてですね、今のところ県の方も成功していますね。それをもっともっと増やしていかないかんような状況にある中で、何で大事な農地をつぶさんといかんか。これが不思議でしょうがない。

ルート帯を選ぶなら、第2のルートがあったわけです。この第2のルート選べばですね、ちっとも窮屈な道になりませんよ。それと、第2のルートが2キロも短いんです。それと、構造令から見ても、この第1のルートよりか第2のルートの方がはるかに素晴らしい道になりますよ。なぜ、それ選ばなかったかいうことは不思議でしょうがないんですよ。何か理由があるのかと。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず、基本的な姿勢をご理解いただきたいと思います。

先ほど申し上げましたように、これ直轄事業として、自分たちにいろんな判断の権限があるわけではなくて、ということをもまず第一にご理解いただきたいということ。

それからもう一つはですね、比較ルートは3ルートはあったんですけども、今の現道、国道の56号ですね。これの拡幅ルートというのはあまりにも津波浸水区域を、直下を通ることからちょっとあり得ないだろうということ、まず最初に除外されたとお伺いしています。

そのあとの2つの比較法線なんですけれども、これもアンケートを取ってですね。そのアンケートから総合的に地方小委員会で判断され、住民の方はこのルートを求められているという判定の下に決定をされたということで、黒潮町がこのルートにしてくださいということではないです。

その手続き論について、もし必要でしたらご説明はさせていただきますけれども、これは前回でもご説明させていただきましたので。なので、手順を踏んでですね、住民の皆さんにこうじゃないですか、ああじゃないですかというアンケートを取らせていただきながら、それで決定されたルートということなんです。

従いまして、自分たちが今求められてる姿勢というのは、小永議員が心配されますように、優良農地が200強失われることになります。従いまして、その代替策をどこでどう講じていくのかということの方に主眼を置いた取り組みを自分たちはやらないと、もう時間的にもないですし、また法的手続きに基づいてやられていることなので、これから法線が変わりますということにはなりません。

従って、現実的な対応を自分たちは今取らなければならなくて、もう既にこれは本年度、去年からですね、後で詳しく農業振興課長から答弁あるかと思いますが、もう既に2回、関係者集まっていたいて、国、県でその対応策を今協議してるところです。

従いまして、いろいろあると思います。ただし、どこにも誰にもご迷惑を掛けたくないような法線というのは絶対あり得なくて、今までつくってきた社会資本整備にしたってですね、これほど高規格ほど大きいものではないにしても、いろんな地権者の方の思いがあったり、いろんな思いがある中で、それでも苦渋の決断でご協力をいただきながら、自分たちは今の便益を有してるわけです。

従って、自分たちに求められるのは、先ほどの繰り返しになりますが、今、負の影響が出ようとしているのであれば、その負の影響を最小化するために現実的な手段をどう講じていくことができるのかということを一生涯懸命やるということが僕たちに与えられた責務だと考えています。

議長（山崎正男君）

小永君。

7番（小永正裕君）

新直轄事業なんですよ。

これはなぜ新直轄事業としてわざわざ閣議決定してですね、直轄事業はそれまであったわけですけども、また新しくですね、2003年やったかな、新直轄事業として道路公団が随分もめた後ですよ。それで、道路公団の場合はB/C（ビーバイシー）を一番よく言うわけです。有料道路にして元を取らなければB/C（ビーバイシー）を最も最優先して考えていかんと、そのルートは決められないということがあったわけです。

ところが、それなら過疎地はどこも高速道路は通らないということで、2003年だったかと思いますが、新直轄の高規格道路を整備というふうなことが決まってるわけですね。これ、だから、全国、今2万3,700キロ通ってますよ。だから、残りが8千何百キロくらいですよ、計画の。それが、我々高知県が最も遅れてると

こなんです。ほかの都道府県はその新直轄道路がどんどんもう先にできてしまっておるわけですよ。

私が、高松の四国、四国何とかやったか、四国。国交省の四国。

(町長から「四国整備局で」との発言あり)

あそこで機会あったときに、めっちゃ小さい店ですけども、もう随分前の話ですが、熊本から大きな石ですね、庭で据えるような立派な岩をですね、徳島県までずっとその業者さんに送り届けておった方おられましたですね、どういうわけかうちによく行きも帰りも寄ってくれた方がおったわけです。若い人ですけど。

その方がつくづく言ったのは、宿毛に九州から渡ってきて56号線通って行ってましたから、その。高知県はもともと昔から吉田茂とか坂本龍馬とか偉い人が随分輩出しておりますけども、道路はもう日本で最低ですねとかいうふうな話を再々繰り返し、話ししてました。

ああいう業者の方は全国走り回ってますから、よく分かってるんですよ。四国の中でも香川県はあんだけ狭い土地なのに、立派な道がいっぱい通ってますね。普通の国道でも片側2車線で通ってますよ。高知県は国道が1本で脇道もない。横に入ればガタガタの道。こういう道が田舎の過疎地では立派な道ができないからということで新直轄の制度ができた、私はそう理解しておりますけども、内閣府で決まって、それから続けて全国で広まってきておるといことなんですけども。

それと全国から、沖縄から北海道までの皆さんから、ここを利用しない方々の税金も使って無料で走れるようになるから大変なことだというふうな話も答弁の中であったと記憶しておりますけども、それは我々もおんなじで、北海道の隅っこにできた新直轄道路をわざわざ走りに行こうかということはないわけですね。でも、何にこの道路は使うかという、遠距離、一種のテレポーションですよ、テレポート。早く、時間短縮して遠いところまで行くというふうな道路ですから。我々が、この黒潮町の町民がですね、日常この道通って仕事をしに行くとかいうふうなことはほとんど少ないわけですよ。日常に使う道路というのは普通の町道であって、県道であって、農道であって、そういうものを一番地元では使うわけですから。だから、よその方が通過していく通過交通の主に使う道路ですからね、わざわざこの農地をつぶしてまで造ってないんですよ。

だから、全国的高速道路見てもですね、ああいう高速道路はほとんど山の中でしょう。立派な優良農地を堂々と真ん中通り抜けるような道はほとんど通ってないはずですよ。確認してみたらよく分かると思いますけど。それがなぜここだけ優良農地と言われる所を通らなければならないのかいうふうなことが農業者たちの最も大きなジレンマであって、悩みであってですね、将来に対する希望が消えていきようわけですよ。

だから、地元。あのね。

さっきのアンケートの話が出ましたけど、私そのアンケート、ちょっと調べてみたんですけども。地元の人に対してのアンケートの問いとしてですね、これは大変じゃみたくない問いは全くないんですよ。

地震や津波の発生により、地域が分断され孤立する。これをどう思うかということを、1、2、3、4、5の番号で、どれを選んでくださいとかいうようなあるんですよ。そう思う、どっちかといえば思う、どちらでもない、そうは思わない、全く思わないと、これ5つに分かれて、これ丸してくれということなんです。

ほんで、高度な治療ができる病院が遠く、時間がかかる。これもおんなじ1、2、3、4、5。それから、高齢化が進み、若い世代が地域から流出。水産業などの地域産業が伸び悩む。観光資源は豊富だが観光客は増えない。これを全部1、2、3、4、5なわけです。

こういう内容のアンケートですからですね、どのルートがどこを通るとか、農地がどれだけ消えるとかいうふうなことはアンケートの中では全く分らんわけですよ。私も調査設計を引き受けた会社があって、それで国交省の方と、説明会開くから来てくださいうふうな案内があったんで、去年の秋に行ったわけですけども。実際のルート聞いて、どういう工法か、なぜこんなところ通るかみたいなことを聞いてですね、驚愕(きょう

がく) したんですよ。地元の人が一番大事にしてるところを、まあいうたらなくしてしまうわけですから。こんなことが許されているのかというふうに思いました。

まだ、ほかにいろいろとありますので、これどういうふうに考えておられますか。通過交通であるということ。

(議長から「町長ほんで、今までどういうふうに考えられたか」との発言あり)

(町長から「何を聞きたいのか分かりません」との発言あり)

いやいや、その通過交通の道路をですね、何で農地をつぶしてまでゆがんだ道を造らんといかんろかみたいなことを聞いているわけです。

第2のルート、第2の案を、ルート帯通った方が2キロ短く。それとカーブも少なくでですね、スムーズに走れるはずなんですよ、通過交通ですから。

議長 (山崎正男君)

町長。

町長 (大西勝也君)

なかなか自分が主体的に判断した当事者ではないので、その説明の仕方が難しいんですけど。

恐らくこういうことじゃないかなというその想定で答弁させていただきしかなくてですね。

判断したのは地方小委員会といいまして、国交省が招集する、いわゆるその計画段階評価におけるルートであるとか、費用であるとか、構造であるとか、こういったことを総体的に判断される委員会があるんですけども、民間人も含めた。ここが判断をされたことなので、なかなか自分がこうですということが言いにくいんですけど。

幾つか。

例えばですね、山側ルートを通ったときには、佐賀から白田川へのアクセスというのは、ほぼ直線ルートになります。そうなりますと、例えば今予定してる上川口インターを整備できるのかどうなのかという議論にもなりますし、あるいは自分たちが一番危惧(きぐ)している所。今、高規格が延伸する、延伸していない現段階で、一番道路啓開に時間を要するのは白田川地区です。いわゆる、灘、それから伊田、それから有井川。あの辺が一番道路啓開に時間を要するんですけども、南側ルートを通っていただくと、道路啓開の時間が圧倒的に短縮されるというのは間違いない話です。それは思いっきり井ノ岬に向けて、思いっきり南側に振るわけですから、あのルート帯を見ると。

なので、いろんな所にですね、いろんなことがあって、それらを総合的に地方小委員会が判断をされて、こういったルート帯になったと自分たちは認識をしています。

従いまして、もし本当に詳細を、その判断根拠をということであつたら、残念ながらその地方小委員会にお伺いをするしかないのかなと、自分たちが受けた説明だけではこの答弁が精いっぱいです。

これが基本姿勢です。

議長 (山崎正男君)

小永君。

7番 (小永正裕君)

地方小委員会の方がですね、黒潮町の全体を見て、確認してですね、その結果出したんでしょうかね、じゃあ。

議長 (山崎正男君)

町長。

町長（大西勝也君）

いろんな判断要素があると思うんですけど、一般論で答弁させていただきますと。

つまびらかに地方小委員会の議論をすべて把握できてるわけではないので。

もちろん、黒潮町だけではなくて広域のことも考えんといかんでしょうし、道路ネットワークですから。黒潮町のことも当然考えていただく。あるいは単純に、例えば農地も一つのファクターでしようし、観光もそうでしょうし、医療もそうでしょうし。いろんなことを総合的に考えられてご判断をいただいたと思っております。

ただし、先ほど申し上げましたように、自分たちはその参画をしてない、その小委員会に。ここでは、そういう説明を受けていますぐらいでしか答弁ができないのが現実です。

議長（山崎正男君）

小永君。

7番（小永正裕君）

先ほどとちょっとかぶるかも分かりませんが。

その黒潮町の町長として、それをもう受け入れざるを得ないと判断したわけですか。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

今ですよね、もうその法的手続きに基づいてきちんとした手だてを踏まれてですね、決定されたことに、同じ法律を守らなければならない行政組織の長として、今それをというのとはなかなか、そういう立場を取り得るのかなと逆に思いますけれども。

議長（山崎正男君）

小永君。

7番（小永正裕君）

3回ですか、この黒潮町にもお問い合わせがあったはずですよ。決定前に、ヒアリングとか。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

関連する自治体。

今回でいいますと、高知県、それから黒潮町、四万十市。この3自治体、ならびに関係諸団体。これは前回でも答弁があったと思うんですけども、まあ漁協や農協や商工会みたいな、そういった関係団体ですね。ここにはヒアリングは入ってるはずですよ。うちにも入ってます。

議長（山崎正男君）

小永君。

7番（小永正裕君）

ヒアリング、町にも入ってると思いますけども。ヒアリングに入ったとこ、何か書いてあったんですけども、JAも入ってる。JAも中村のJAなんですよ。それと道の駅があったかな。そういう所、そういう団体には入ってますけども、一般の住民はほとんど知らないんですよ。農業者も知らない。地権者も知らん。それで、決まりましたというてボーンと言われてますので。

この今の大方改良が最後のできるまでに、まちづくり課長、地元の住民と交渉といいですか、話し合いに回っておったことなかったですかね。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答えします。

大方改良を当時、事業を進める当時担当として、地権者等、関係者と交渉に当たっておりました。

（小永議員から「交渉をやった、やってなかった。交渉をした。住民の人に」との発言あり）
はい。交渉をしておりました。

（小永議員から「しておった」との発言あり）

議長（山崎正男君）

小永君。

7番（小永正裕君）

それは国交省から交渉してくれんかというふうに頼まれたわけですか。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答えします。

国交省の用地課と一緒にですね、地権者の方へ交渉に伺っております。

議長（山崎正男君）

小永君。

7番（小永正裕君）

ですよね。今回の場合は違うわけですか。

一緒に回った。今回の場合。地元住民に。回ってない。どっちか。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答えします。

大方改良のその担当の当時はもう事業化になっておりまして、用地取得についての交渉で回っておりました。

今回は事業化になるまでのルート帯とか工法とかそういうものの決定の段階でございまして、各地権者とか、どこを通るかということもまだ分かっておりませんので、一軒一軒回るとか、そういうことはやっております。

議長（山崎正男君）

小永君。

7番（小永正裕君）

今、この第1のルート決まったというふうなこと言われてますよね。

その後、回ってないですか。説明。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答えします。

回っておりません。

議長（山崎正男君）

小永君。

7 番（小永正裕君）

その、だから。大事な場所を取られる、なくなってしまう地元の住民にですね、説明に回るのが地元の町の役割やと思いますけども。それは今までなされてないということになりますか。一切。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答えします。

まだ、先ほども答弁させてもらったように事業化になったばかりでございます、まだ、どこのお土地がその事業に掛かるのか。それを今年度は現地の測量。高さとかそういうものをやっているような状況でございます。その測量結果を基に、来年度、詳細設計に入ると国土交通省からは伺っております。

その詳細設計に入りましたら、土地のこの面積に対してこれぐらい用地が必要になってくるというような段階を踏んで、一度全体の説明会を行い、その後、各地権者、関係者の所へ交渉に伺うというような順番、手順になってくると思います。

議長（山崎正男君）

小永君。

7 番（小永正裕君）

これまでに3回もヒアリングがあったということは間違いないわけですが、その前に何か県の方が都市計画を認可してますよね。

こういうことに関しても、そういう、どんなルートを通して、どこがどうなるのかというふうな情報は町の方には一切なかったんですか、そしたら。

私はね、さっきから言ってるように、町はその地権者とか、その農業者とか、それから家に住んでの方とか、ハウスを作ってる方とか、その大事な所を通ることを国がいきなり決めてですね、お前ら言うこと聞けというふうな状況になってるのか。それとも、地元の住民に丁寧に説明してですね。すみませんが、こういうルートになりますから、町の皆さん、地元の人に教えてくださいとか、交渉してくださいとかいうふうなことは言ってきてないわけですか、一切。

それと、言ってきてないとしても、町からそういうことを住民に知らせようというふうな考えはなかったんですか。

どうなんでしょう。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答えします。

町の方から住民の方へという、単独での説明ということは考えておりません。

やはり、国。先ほど町長が申されたように国の事業でございます、国と協力をし、国が進める方向で町も対応していくということになってくると思います。

国の方もルートが決まりまして、そのルートで言うことを聞いてくれというようなことではなくて、その用地が決まりましたら説明会も開き、例えばそこに水路が必要だとか、ここに道が必要だとか、そういうような

要望も聞きながら、一つ一つ解決をしていき、工事に入っていくというふうな考えでおります。

議長（山崎正男君）

小永君。

7 番（小永正裕君）

ルートが決まった後で説明に来ては無駄じゃないですか。私はそう思いますけど。

まず、了解をいただくには、ルートが決まる前に地元の人に情報を流すことが大事じゃないかと思えますけど、そうじゃありませんか。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答えします。

先ほど議員の方からも言われましたが、アンケートについても第 2 回目のアンケート、議員もご承知のことだと思いますけれども、2 回目のアンケートも行っております。

その 2 回目のアンケートの中には、例えばルートの対案。実際に重要と思う所を選んでいただきたいというようなアンケート調査も行っております。

そこでやはり一番多かったのが、災害発生時に円滑な救命、救助活動のため、地域の防災拠点施設と連絡が取れること等がやはり 8 割以上を占めておりました。そういう中で、国の方の委員会の中でルート帯。3 ルートのうちの平地を通るルートという形になっていくと思います。

先ほど農地のことも出ておりましたけれども、やはり入野地区だけではなく、鞭から入る湊川地区、上川口から入る蜷川地区、そこも奥の方へ農地は広がっております。やはり山側へ通ると致しましても、いずれかの農地の所はどうしても縦断をしていかなければなりません。そういう中で、そういう所と山側ルートがやはり 2 キロほど短くなりますけれども、全体的な概算での事業費としては 100 億円ほど山側ルートが高いという試算も出ております。

そういうような中での小委員会で議論をされ、このルートが決まってるものと認識しております。

議長（山崎正男君）

小永君。

7 番（小永正裕君）

そしたらもう国の言うとおりに、はい、分かりましたで終わりのわけですね。

これで決まったということながですか。町は。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答えします。

このルートで進めていくものと認識しております。

議長（山崎正男君）

小永君。

7 番（小永正裕君）

さっき B/C（ビーバイシー）聞きましたけど、分かりました。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

先ほどは失礼致しました。

期間におきましては、供用開始から 50 年間ということになっております。

議長（山崎正男君）

小永君。

7 番（小永正裕君）

先ほど町長にも言いましたけど、国交省の B/C（ビーバイシー）は聞きました。

それは、この道ができて、このルートでできて、黒潮町の B/C（ビーバイシー）を計算したことありますか。

まあ、計算といたしますか、頭の中に入れたことありますか。どうでしょう。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

まずですね、算定式を持ち合わせていないというのが現実です。

それから、国の B/C（ビーバイシー）の算定式をこの区間に当てはめてみようというのであれば、この通過交通量から町の交通量だけを抽出して、統計的なデータになると思うんですけども、それを算定することは可能ですけれども。それは 0.1 とか 0.2 とか、そういうことになると思います。

議長（山崎正男君）

小永君。

7 番（小永正裕君）

その算定式は国交省の方と黒潮町の B/C（ビーバイシー）と違うと思いますよ。

コストとベネフィット。それ単純に考えた方がええと思います。

コストを出すためには交通の流れを国交省の方は見るわけですね。早く移動できる時間と、交通量が 1 年間に何万台通るとか、それとコスト。製造コストとメンテナンスのコスト。それを国交省の方はコストとベネフィットで数字を出すわけですけど、黒潮町の場合はですね、この道ができて。さっき言いましたように農地はつぶれるわけですね。優良農地と言われるところはつぶれていく。結構広い場所やと思いますよ。

ただ、それがなくなって 50 年間、ベネフィットとコストとそういうことは単純に国交省の計算式と全く違うと思いますよ。そういうことを出す必要が一応あるんじゃないかと。実際の数字を当てはめていうことでもなくてですね。関連的に考えてみても、なくなるわけですから。その間に生産する農産物の金額。それを 50 年間単純にそれだけ考えてみてもですね、そこが働く場ですから。農業者の。そこで雇用が当然生まれます。その雇用に生まれた賃金も払う。そういう広がりが増えてくるのに、それが全くなくなるということでしょう。50 年以上なくなるわけですね、実際には。

災害でなくなってもですね、復興はできやすいんです。ところが、こういう一つのルートとして道をドーンと造って農地をつぶしたらですね、再生いうのはなかなか難しいですね。何年たっても。今の生活も大変。一生懸命やっても。それから、これから先 TPP がどうなるかも心配。ところが、一生懸命優良農地で作れば、ええ品物が生産できる。それを一生懸命働いてやってるわけですよ。そのベネフィットがですね、全部なくなるということですよ。

これはまあ今話の中で、この番号振った順にはなかなかいってないんですけども、一つまとめて話の中になると思いますけども。

大事なのはですね、黒潮町民の生活を守る。仕事を守る。雇用も守る。安全で安心して生活できるようにする。若い者が増えていく。黒潮町の将来に希望が持てるというふうに住民が感じてくれれば、元気な町になると思いますけどね。これがこのまままかり通っていくと、ほんとにダメージというのは大きいと思いますよ。黒潮町の再生と申しますか、今、再生に向かって一生懸命やっていますけども、再生以上に振興をしていかんといかんわけですね。それに果たしてつながっていくかどうかということ。

どう思われますかね。もう今のままで、このルートにそのままやっていくと執行部で決めてあるということではよろしいですか。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

どこかで多分認識のずれがあると思うんですけども。

重複答弁になりますけれども、自分たちに今求められてると申しますか、自分たちがやらなければならないのは、法的手続きに基づいてもう決定されたものを覆すということはなかなかできない。できないというか、あってはならないことだと思っております。じゃあ、このルートで工事が進むに当たって不利益をこうむる方、あるいは負の影響が出る方の所へどう、その負の影響を最小化を図っていくのかということに全力を尽くしていきたいと思っております。

なかなか自分たちの立場ではそれ以上の答弁ができなくてですね。

それから、ベネフィットのお話もいただきましたが、農地一つだけを取ってですね、ベネフィットを出すというの少し乱暴です。あまりにも。

自分も農家の小せがれでして、おやじが死んだので、今もし、うちの農地が掛かったら、売買判断は僕になると思います。そうなったときに、やっぱりご先祖様のことを考えてます。いろんな逡巡（しゅんじゅん）をすと思うんです。ただ、これまでもですね、そういった方が、多くの方々のご協力をしてきていただいたおかげでさまざまな社会インフラが整備されて、その便益を自分たちは今享受してるわけですね。

今回も、来年度1年をかけて国交省が詳細設計に入ります。詳細設計が固まりましたら初めて、どこの土地のどこまでが高規格用地になるのかということが確定致しますので。そのときに、例えばもう少しの配慮があれば住民の方に報いることができるんじゃないかとかですね、そういった詳細の細部の詰めはですね、基本的には全く選択肢はないわけではございませんので、そういったところはしっかりと住民の皆さんの意向を踏まえて主張をしていきたいと思っております。

ただ、やっぱり自分たちも同じ行政組織の人間としてですね、これまでもいろんなことを国交省に申し入れをしてまいりました。申し入れをし、各種団体からのヒアリングもあり、そして住民の皆さんからの2回にわたるアンケートを総合的に判断され、それは法定手続きによって決定されているというこの事実は、一つ住民の皆さんの意向として重く受け止める必要があると思っております。

従いまして自分たちは、先ほども申し上げましたように、これから現実的にどういう手が打てるのか。これを全力でやっていくことが私たちの責務であると考えてます。

議長（山崎正男君）

小永君。

7番（小永正裕君）

住民の意向を認めるというふうな話がありましたけど、ほんとにそうでしょうかね。

1つ飛ばしますね、そしたら。

4のね、優良農地をどのような農地と考えておられますか。

議長（山崎正男君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

それでは通告書に基づきまして、小永議員の優良農地をどのような農地と見え、優良農地の消滅についてどういう見えかのご質問についてお見え致しませう。

一般的に優良農地につきましても、国の農業振興地域の整備に関する法律に基づき、市町村が長期にわたり総合的に農業振興を図る地域として、農業振興地域整備計画により定められた農用地区域内の農地を優良農地としていませう。

具体的には、圃場（ほじょう）整備事業等の農業生産基盤整備事業等の対象地や、集团的農地などを優良農地とし、町内では約655ヘクタールを農用地区域として設定していませう。

この優良農地につきましても、高規格道路整備に伴う減少は先の12月定例議会一般質問で答弁させていただきましたが、浮鞭地区、ヤモウヂ団地、早咲地区、平成団地の4地区の圃場（ほじょう）整備地が約7.7ヘクタール減少すると推測していませう。

この優良農地が減少すれば、耕作者の収入自体が減ることや、それに伴う離農、耕作意欲の減少にもつながりかねず、本町農業の衰退等による産業規模が縮小することなど、少なからぬ影響が懸念されてるところです。

また、優良農地の減少等を町内の農業への影響を可能な限り抑制することを目的に、国土交通省、高知県幡多農業振興センター、高知県農業公社、黒潮町からなる関係機関により、今年度から検討会を立ち上げて対策等の協議を開始していませう。

今後は検討会などで協議を行いながら、ルート周辺の優良農地耕作者などへの意向調査等による将来的な意向の把握や、ルート上の耕作者への意向を把握した上で、例えば代替農地や新たな圃場（ほじょう）整備などを検討していく必要があると見えしていませう。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

小永君。

7番（小永正裕君）

ありがとうございました。

一例を挙げていませうと見え、早咲のあそこで一生懸命タバコ耕作者が何人かおられませうが、あそこで生産される葉タバコは非常に品質が高いと、四国でもトップであるというふうなことをこの前も12月議会でご紹介致しませうけど。その専門家の方がまた教えてくれたのが見え、タバコの葉っぱの、まあいませう品質の階級みたいなものがある見え、A、Bとか、P、S、Mとかいませうふうに分けておられるいませう。

そのP、S、Mいませうのは見え、1キロ当たり180円で取り引きされる。ところが、このAクラス。これと見え、おんなじ1キロで2,100円台で取り引きされる。その次のBのクラスいませうのは、1キロ当たり1,500円で取り引きされておる。

この早咲のタバコ農家さんが作るのはいませう、このAクラスなんですよ。2,100円台以上の値段で取り引きされるんです。屈指の優良農地なんですよ。ほかのところに比類なき優良農地です。

だから、逆に考えたら見え、これ例えば1ヘクタールで2,100円のAクラスを作るといませうよ。逆に考えたら見え、10倍の10ヘクタールで作ったPクラス、Sクラス、Mクラスの、10ヘクタール以上で作った量と、Aクラスを1ヘクタール、10分の1以下で作った値段の方が高いわけです。また、こんな農地、ほか

に用意しますからそっちへ移ってくださいと軽々しく言えるんですか。そういう環境のええ農地というのはないんですよ。だから、ここへ集まってくる。それをわざわざつぶすということが、いかに地元の人のやる気をなくするかということにつながってくる。

それと、さっき言ったB/C（ビーバイシー）は50年間見るんです。そのB/C（ビーバイシー）の数字というのは、黒潮町で出そうと思ったら出せるんですよ。生産量、生産額、生産。それと、雇った人に払う給料。そういうことらも全部入れればいいんじゃないですか。通過交通ですから。

例えば、大月で今マグロの養殖が日本一なんですよ。それ、新鮮なうちに早く運びたいというなら遠距離を早く移動したいわけですから、トラックに乗って山の中通ればええわけですよ。こんな、津波が来て壊れそうなどこへ土を盛ってですね、ルート造る必要はないはずなんです。大月の人から見れば安心な道路を通りたいと思いますよ。

それから、先ほどメリットとしてですね、災害のときに逃げやすいからとか言っていましたけど。この前12月に言ったように、ものすごい津波の衝撃というのは強いものなんですよ。それをぶつけられて引かれて、ぶつけられて引かれてやっていますと、20時間ぐらいそれやられますとですね、もうその土盛りなんか、もうなくなってしまいますよ。道としての機能なんか果たせないと思分ります。

今、東北の地震の後でも、陸前高田とかなんか、どこやったかな。今15メートルの擁壁を海岸沿いに造ってららしいですけど、地元から大ブーイング出てますよ。それで100パーセント守れると思ったら大間違いじゃないことは、もう彼らが自分で、住んでる方が認識してるわけですから。高いところへ行くしかないというふうにみんな思っていますよ。それをですね、丸とか三角付けて評価しておりますけども。

この優良農地、こんなに違う作物ができるいうのをどう評価しますか。このままつぶしたらええと思分りますか、やっぱり。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

つぶしたらええと思分っている人間は行政組織の誰もいなくて、多分それは国交省もそうやと思うんですけれども。なので、制約の中で引くと、ここしかなかったというのが多分現実的なところだと思います。

それからもう一つはですね、自分たちはよくよく気を付けとかなければならないのは、やっぱり生産力の高い農地というのは農業振興の分野から非常に貴重な財産です。ただし、自分たちも小規模自治体といえ、例えば道路を造るのに、あるいは公共施設を造るのに、例えば全く生産されていないわずかばかりの土地でも、そこにやっぱり先祖代々から受け継いできた土地という、ものすごいこう大切にされてる方がおられればですね、それは生産量の大小で評価することは必ずしも正しいのかということ、そうじゃない場合もあるわけです。

なので自分たちは、先ほども申し上げましたように、来年度をかけて詳細設計が決まり、どこまでがということがきちっと決まればですね、しっかりと。国交省だけにすべてをお任せするのではなくて、自分たちもしっかりとその場に参画をさせていただいて、どういう代替措置が取れるのかということをやっていくことが自分たちに与えられた責務であると考えています。

現実的にはその時間があまりないので、それは早急に進めなければならないということに去年から対策会議も開始しておりますので、そちらの議論を待ちたいところです。

議長（山崎正男君）

小永君。

7番（小永正裕君）

あんまり優良農地とか関係なさそうですね、町長の考え方は。

代替地いうふうなことを考えてもですね、わざわざこちらへ来たい人ばかりなんですよ。ほかのどこ、広いところを与えられてもですね、経費ばかり掛かって、効率が非常に悪くなるわけですね。これだけ違う、差がある作物ができるのにですね、これをなくしてしまうことというのは大変なショックですね。

でも、なぜ県がですね、都市計画を認可したかというのは不思議でたまりませんので、県の方にどういう意味でここに決まったのかを、認可したのかを聞きたいと思います。直接、県に行ってみます。

時間があと10分ちょっとですけれども、その1つ前に戻ってですね、建設された場合、南海トラフ地震による津波被害の想定はどんなふうになるものかと。

この前も聞きましたけれども、まあ国交省の方が答えてくれるでしょうみたいな答弁でしたから、またその後ちょっと考えてくれたかなと思って出しておりますので。

そして、その影響である辺の農地一帯にはどんな影響があると考えておられますか。

3番に戻ってしまいましたけど。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは通告書に基づきまして、カッコ3、建設された場合、南海トラフ地震による津波災害の想定についてのご質問にお答え致します。

昨年の4月1日に佐賀大方間が事業化され、早速今年度、全地域に現地測量に入っております。

地震が発生し、津波が襲来した場合、高規格道路を整備することによる周辺への津波被害、災害の影響については、現地測量を踏まえた詳細な道路設計の中で検討していくと伺っており、現在のところ災害想定は分かっていないのが現状でございます。

国土交通省におかれましても、説明会で質問、意見をいただいておりますので、今後の地元説明会で説明がなされるものと考えております。

町としましても、十分な説明がなされるよう国土交通省と連携し、協議をしながら対応してまいります。

議長（山崎正男君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

続きまして後段の、農地環境に与える影響はどう考えているかのご質問についてお答え致します。

高規格道路が整備されるルート上には多くの農地が存在しており、施設園芸や露地栽培が担い手農家を中心に盛んに行われているところでございます。

現在、高規格道路の佐賀大方間は平成29年1月に高知県が都市計画決定を行い、道路の位置等が示されたところです。現在、国土交通省において現地測量が行われており、現地測量終了後には詳細設計に入る予定と聞いております。

詳細な設計ができていない段階で、高規格道路の構造物による農地環境に与える影響は不明です。例えば、隣接農地での日照量の変化による作物への影響や、大雨時の冠水等への影響などが推測されますが、どの程度の影響があり、そのための対策が必要かについては、計画が進んだ段階で関係機関と協議を行いたいと思っております。

そのほかにも、優良農地の減少等、高規格道路が農業に与える影響について、事業実施主体の国土交通省はもとより、高知県、JA等とも連携を取りながら、農業への悪影響が極力少なくなるようにしていきたいと考え

ております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

小永君。

7 番（小永正裕君）

3 番ですね、聞いたのは、

南海トラフ地震による津波災害の想定はいかがなものかと聞いてあります。

これはですね、先ごろ、今年になってからですけども、あの南海トラフ、研究されてる著名な方がですね、南海トラフ地震を今の想定は撤回すべきやいうふうなことを言ってますね。南海トラフの状況をずっと調べておる人ですね。

トラフ自身がバーンと上に跳ね返ってですね、それによる津波の波高の高さ、強さがより強調されるというふうなことが分かっただけというふうなことを発表されてるんですよ。それで今の想定では、とても避難場所の海拔何メートルのところに大丈夫というふうな想定は撤回すべきであるというふうなことを発表されております。

これは間違いであることを願ってるわけですけども、もしそういうことが万一、その方の言うようなことになるとですね、今の避難所では到底無理じゃということになるし。それから、入野地区にある 4 つの避難タワーも、この前も言いましたけども、より高い波になる可能性はあるわけですね。そしたら何のための避難タワーかになってしまうわけです。そこでせき止めたらより高い波が起きてくるということはもう目に見えてることでございますから、そういうことに対する心配もまた増えてくるわけです。

それと、その土盛りしてせき止めた状態になると、今度は今降る雨がですね、ゲリラ豪雨と言われるくらい激しい雨が集中的に降るというふうなことをこの辺でも再々経験しますけども。せき止められた、まだ山側に降った雨がですね、排水がなかなかできなくて、あれから上の田村に掛かる農地、全部水没するというふうなことが考えられますね。

今までにも高潮、高波のときに、満潮のときにそういう雨が降って、ハウスなんか水もつれというふうなケースもありましたので。水はけが悪くなると上流で降った水がはけが悪くなるんですね。より、その農地に与える被害がひどくなるということも考えられるわけですね。

こういうことも考えられて、それでもかまんということでしょうか。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

すみません。

盛土構造で設置されたときのタワーへの影響。これはですね、自分たちも申し入れをしています。

例えば盛土構造で、先ほど議員から言われたようにですね、せき止め効果によって、例えばタワーの地盤からの浸水深が変わるといふようなことになりますと、あれはもう次の段階に逃げることはできない施設ですので、その形状はしっかりしてくださいねという申し入れはもう既にしています。

議長（山崎正男君）

小永君。

7 番（小永正裕君）

それで何とかなればええんですけどね。どういう措置してくれるかいうて。

それと、5 番の最後にいきます。

これからの黒潮町のまちづくりの行方はどういうふうなことを目指すことになるのでしょうか。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、小永議員のまちづくりについてのご質問に答弁させていただきます。

高規格延伸に向けてという趣旨であろうかと思っておりますので、その趣旨に基づいて答弁をさせていただきます。

今回、事業化をいただきました佐賀大方道路を含め、高規格が延伸してまいりますと、商圈が拡大されるだけではなくて、定時性も確保されるということになり、外商活動には大きな影響がございます。これを好機ととらえ、民間の外商活力をさらに増大させる取り組みを強化してまいります。

併せて、交流人口も拡大されることから、その効果の最大化を図る取り組みも必要であり、特に直近の拳ノ川、続く佐賀地区までの延伸効果を視野に、その終点効果の最大を図る取り組みを進めるため、今議会に佐賀地区の組織の強化のための組織条例を提案させていただいてるところです。

防災面におきましても、これまで重点を置いて進めてまいりました、そのときにいかに人命を確保するのかという取り組みと併せて、助かった命をどうつなぐのかということが非常に大きな課題となっております。高規格延伸により各種避難所までの啓開時間が大きく短縮され、かつ広域での医療搬送も現実味を帯びてまいります。

また、緊急時の物資輸送の緊急道路としての機能も期待するところであり、それら全体を見越した応急期の計画体系の整備に入ります。

いずれにしても、延伸効果の最大化を図りながら、活力あるまちづくりを目指します。

議長（山崎正男君）

小永君。

7番（小永正裕君）

ぜひ、活力ある町になるように祈っております。

私がずっと今回のこの件でいろんな方とお話ししてきたわけですけども、農業者の方、それと地権者の方々の考え方にですね、胸打たれましたね。

もう何十年も我々は作ってきたけども、年取ってきたと。比較的若い人も今従事されておりますが、わしらも20年で終わりがも分からん。子どもが継ぐか、誰が継ぐか分からんけども、こういう農地をずっと残しておきたいと。

わしが言うたことを何言うてくれても構いませんと。お前が主張するならその主張の中に、わしの言うたことも一緒に言ってもらってかまんと言われたんですよ。

地権者の人も私は売る気はないと、もし決まっても。この大事な財産を貸してでも後世の人、作ってもらいたい。そういうふうなことをですね、振り絞るような声で聞かせていただきました。

非常に感銘したわけです。

大事な農地がなくなって、立派な橋は残ったと。立派な道路が残ったと。そして誰もなくなったというふうなことにならないことを祈りまして、私の質問を終わります。

議長（山崎正男君）

これで、小永正裕君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

この際、10時40分まで休憩します。

休 憩 10時 20分

再 開 10時 40分

議長（山崎正男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議案第67号、黒潮町条例の用字、用語等の整備に関する条例の制定についてから、議案第123号、黒潮町水産加工施設に係る指定管理者の指定についてまでを一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務教育常任委員長、坂本あや君。

総務教育常任委員長（坂本あや君）

それでは、今議会に付託されました総務教育常任委員会の報告を致します。

去る3月12日、13日に、議員1名、小松孝年議員が欠席でしたが、定足数を満たしておりましたので、副町長、教育長、次長、関係課長の出席を求め、お手元の表のとおり、慎重に審査を行いました。

審査結果につきましては、付託されました全議案のうち、議案第108号、平成30年度黒潮町一般会計予算についてと、議案第119号、平成30年度黒潮町情報センター事業特別会計予算につきましては賛成多数で、他の議案につきましては全会一致で可決すべきものと決しましたので、報告致します。

付託されました全議案につきましては特に委員からの討論はなく、108号、119号に修正案の提出や少数意見の留保の申し入れもございませんでした。

付託されました議案については、委員会として特に説明を加えておくものなどについて報告をさせていただきます。

まず、議案第72号、黒潮町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてですが。

これは地方公務員法に基づいて、町職員の配偶者が外国での勤務や業務を経営したり、学校法人法の規定による大学への修学において、外国で暮らすことになり、職員が同行して渡航する場合に配偶者同行休業の承認を申し出ることができるというものでございましたが。

この対象になる事由に当たり、期間は6カ月以上、3年までの期間となっているというものでした。このことによって優秀な職員の退職を防ぎ、将来的な職員の確保ができることになるとの説明を受けました。

次に、議案第78号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について報告致します。

来年度より、国民健康保険の運営主体が市町村から県に移行するに当たって、税条例の一部を改正するものでしたが、これについては委員から質問が出ました。

これから町が、県から指示された標準額に基づき、町民から集めた保険税を県に納付金として納めることになるということですので、委員からも、この移行に伴っての保険税の変動はないかという質問でしたけれども、このことに対して、保険税の増額はないというご返答をいただいております。

次に、本議会で質問がありました議案第95号、黒潮町教育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが。

12月議会での提案が適切であったというご説明でしたけれども、今議会までに特に実害等が生じている案件ではありませんでしたので、執行部の提案のとおり、公布日より施行とするもので問題はないとの判断を致しました。

次に、議案第101号、平成29年度黒潮町一般会計補正予算についてご報告します。

この議案につきましても、特に問題となる項目はございませんでした。ただ、少し特殊なものがありましたので、2点ほど報告致します。

歳出の31ページ、5目25の積立金の防災対策加速化交付金で2億5,114万1,000円が減額されていますが、これにつきましては、28年度の黒潮町が行った防災関係事業の実績に基づいて29年度に県から交付されるものですが、県の方は、2年間の本町の地震津波の対策、避難タワーの建設や避難道の整備等の実績が大きかったため、この交付を2年に分けて交付してもらうことになったということのご説明でございました。

また、その同節の中には、積立金で新しいまちづくり基金2億2,036万4,000円がございしますが、これは、現在行われております国道56号改良事業の庁舎移転に伴う補償金の積み立てとなっております。

101号については以上です。

次に、議案第102号、平成29年度宮川奨学資金特別会計補正予算についてご説明します。

新規借入者が少なかったため、事業費の減額分を積立としておりますが、委員からは回収状況について質問が出ました。

28年度の滞納者は23人でしたが、29年度の対象者の中には、28年度から継続して滞納となっている方もあるということでした。

30年度の借り入れ希望者10人には、3月19日に保護者と一緒に来庁していただき、仕組みや趣旨を説明してから最後の貸し付けの判断をすることになってるという説明もございました。

次に、関連がありますので、先に平成30年度宮川奨学資金特別会計予算について報告致します。

30年度は、新規では高校生2人、大学生8人、継続者は高校生8人、大学生19人の予定となっております。

昨日19日に説明会があるということでしたので、その後は特に変更がないものと思っております。

次に、議案第108号、平成30年度黒潮町一般会計予算についてでございます。

この予算は、執行部の方からも説明がありましたように、4月に町長選挙を控えておりますので当初予算は骨格予算となっているものです。

歳入歳出に97億5,000万というものでありますが、黒潮町の財政の状況からすると、骨格と申しましてもなかなか大きな予算額となっております。

内容につきましては、歳入についても、例年と大きく変わるものはございませんでしたので、特に報告はございません。

歳出では、2款からです。総務費に新庁舎の落成式関係の予算が挙がっております。

町民の皆さまに協力していただけるようなイベントの企画をしている状況で、祝賀会の参加者の絞り込みなどを行っている段階だという説明がございました。

また、もち投げのもち米を町民の皆さんからご寄付をいただいているという説明がございまして、日程につきましては、委員会での説明は5月20日ということでしたが、昨日、6月3日に延期になったという連絡が入っております。

次に、52ページには、3目財産管理費に新庁舎の清掃委託費の1年分が計上されており、856万6,000円でございます。

委員からは、シルバー人材センターの皆さんのできる仕事はやはりないのかとの質問が出ました。

本庁舎での清掃業務はビル管理業務となっているために現在は参画はできませんのすけれども、敷地内全般の業務の中で考えていきたいとの説明がございました。

次に、55ページからの6目企画費の中には、移住者の受け入れに関係する、移住者相談員、地域おこし協力隊、定住促進住宅の設計や工事費が計上されておりました。また、集落活動センター蜷川であいの里や、かきせの活動を支援する事業費の計上がございました。

次に、58 ページでは、ふるさと創生事業費で、中学生の海外派遣関連の事業費等が例年どおり計上されておりました。30 年度も、国際交流が図られる計画になっておりました。

次に、61 ページからの 11 目情報化推進費では、横文字が多いのですけれども、ワイドエリアネットワークの強靱化予算や、国道 56 号大方改良工事に関係した光ネットワークの設備改修等が行われるようになっておりました。

次に、69 ページ、2 款 4 項、選挙費では、小学生に対して行われる模擬選挙の費用や、来月になりました町長選の関係予算が計上されておりました。

次に、140 ページの 9 款からは消防費です。こちらにつきましては、黒潮消防署の訓練棟建設負担金 8,900 万円や、消防自動車の購入では鈴地区の小型ポンプ積載車の購入があり、町内の更新が一定完了したとの説明を受けました。

次に、144 ページからの 4 目防災費の中では、需用費で町内の防災の備蓄品購入が計上されておりました。

この町内の備蓄品の整備はどうなっているのかということに対して質問が出ました。

現在不足しているのは、非常用のトイレ等でありますけれども、県の補助の動向を見ながら検討していきたいとのご説明でした。

また、備蓄品については賞味切れが問題となってくるのではないかという意見がございまして、ローリングについても慎重に取り組むよう、意見を付しました。

その他には、30 年度も京都大学や、これまでもお世話になっている片田先生との連携等を継続し、津波だけではない土砂災害への対策支援業務の強化を図っていくとの説明がございました。

次に、147 ページからの 10 款教育費の中には、何度かご説明もありましたが、新規に小中学校で教職員の多忙解消支援員 3 人分の配置に関する費用が計上されておりました。

工事費等では、耐震工事を早く行った入野小学校への追加工事が計上されており、学校施設の充実が図られるようになるという説明を受けました。

次に、161 ページの社会教育費の中には、中学校の 3 年生全員を対象としてやっておりましたホエールウォッチングの経費計上がございました。

29 年度までは中学校費で計上していましたが、天候の都合で実施できなかつたり、授業時間との調整が難しくなっていたので、30 年度からは、夏休みに希望者を対象として行うことになったとの説明がございました。

次に、167 ページの 6 目文化振興費では、例年のはだしマラソン、アクアスロンの経費や、地域伝統文化記録事業を継続して IWK に委託して行っていく費用が計上されておりました。

伝統文化の記録はケーブルテレビで放送を行っていますので、ぜひ地区の歴史を映像で残していただき後世に伝えてほしいとの、教育委員会からの地区へのお願いをお聞き致しました。

次に、170 ページの 2 目学校給食費では、30 年度は、生徒、教員分、合わせて 780 食を提供するという説明を受けました。

黒潮町の学校給食の残食率は 1 パーセントにもなっていないということで、他の市町村と比較しても残す子どもはほとんどいないということで、生徒たちもおいしく食べているという説明がありました。

また、29 年に行われました、地元食材を使った全国学校給食メニューのコンテストが実施されたときには、全国 2,000 人以上が参加する大会ではありましたが、本町の栄養教諭が最終選考 20 位までに残り、ホームページでその内容を紹介されるなど、立派な成績を残してくれたという素晴らしい報告を受けました。

これで、一般会計については報告を終わります。

最後に、黒潮町情報センター事業特別会計予算についてご報告します。

歳入の1款で、使用料及び加入金等で30年度の加入見込み件数を伺いました。

29年度との比較でございますが、テレビは110戸の増、2,290戸。インターネットでは118戸の増、1,388戸を見込んでいるということでした。

利用状況につきましては増加傾向になっておりますが、サービスの向上が必要なことなどの指摘が出ていますので努力をしていただきたいということと、大方地区の方々がテレビの加入が増えている点について、テレビ朝日の放送が始まったことや、IWKの自主番組を見るために加入者が増えているのではないかという話が出ておりました。

以上が、総務教育常任委員会に付託された議案の特に説明を加える部分でございます。

以上で報告を終わります。

議長（山崎正男君）

これで、総務教育常任委員長の報告を終わります。

これから、総務教育常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

宮地君。

9番（宮地葉子君）

議案第95号、221ページですけれども、本議会で質問がありましたよね。そして執行部の方からは、実害がないのでこのままいくという説明があったんですけど。

委員会では、これに対する疑問だとかですね、それなりの意見というものは一切なかったのでしょうか。

あったら教えてください。

議長（山崎正男君）

総務教育常任委員長。

総務教育常任委員長（坂本あや君）

お答えします。

委員会の中でも、このことについては皆さんの中から意見が出ました。

ですが、委員の意見の中としては、実質的に住所の移動をしたという時期の表示でしたので、その1月の9日にさかのぼって遡及（そきゅう）するような措置もありませんでしたので特に問題はなからうということで、実害がなかったことについて了承するというものでございました。

議長（山崎正男君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、総務教育常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設厚生常任委員長、藤本岩義君。

産業建設厚生常任委員長（藤本岩義君）

それでは、産業建設厚生常任委員会の報告を致します。

今回、付託された議案は34議案です。

委員全員と町長以下、関係課長の出席の下、慎重に審議を致しました。

開催日は、3月12日が13時から15時まで、3月13日が9時から17時まで、3月14日は9時から12時半

まで、3月15日は高規格道路佐賀保育所の現地視察を、総務教育常任委員会と合同で行いました。

議案第79号、佐賀町同和小口資金貸付基金条例を廃止する条例についてですが。

本貸付基金は、住民の要望もあり合併後も残しておりましたが、平成15年から活用がなく、別に貸付基金もあることから、今回廃止するものです。

基金額190万3,727円は、一般会計にはめるそうです。

これも、全会一致で可決されました。

議案第80号、黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

平成30年度から国保が県に統一されることから、関係する個所の改正をするものです。

本議案も、全会一致で可決されました。

議案第81号、黒潮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。

この議案は住所地特例です。県外の施設に入っても、黒潮町の住民と見なす改正です。

ちなみに、該当者は1名とのことでした。

本議案も、全会一致で可決されました。

議案第82号、黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例について。

4月から、第7期介護保険計画に合わせて介護保険料の改定を行うものです。

基金の取り崩しや介護予防の充実施策によって、月額基準額6,508円を6,100円まで抑えての提案だそうです。

本議案は、反対意見はありませんでしたが、賛成多数で可決致しました。

議案第83号、黒潮町在宅介護手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について。

本条例は本議会での説明以上のものはなく、全会一致で可決されました。

死亡後に、死亡の時期に関係なく支給されるようになっておるようです。

議案第84号、黒潮町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例の制定について。

本条例も本議会で説明があったとおり、上位法の改正もあり、4つの事業を申請の規定を合理的にまとめたものです。

本議案も、全会一致で可決されました。

議案第85号、黒潮町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例についてから、議案第88号までの4議案は、12の上位法の改正と新規制定があり、改正部分が多方面にあることから、全部改正と88号の新設で対応するものです。

内容としては、高齢者と障がい者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険制度と障害者福祉制度に新たな共生型サービスを位置付けることが背景にあります。障がい者の制度と介護保険の制度が別々に定められている関係で、障がい者が高齢化すると、それまで住み慣れた障害者施設等から介護保険の制度上の施設に移る必要がありました。そこで、障害者福祉施設の認定事業所が介護保険事業所の指定を取りやすくし、新たに共生型サービス、これは訪問ヘルプとかデイサービス、ショートステイを位置付けることと。それからもう1点は、介護医療員の規定を盛り込むための改正です。

4議案とも、全会一致で可決しました。

議案第89号、黒潮町長瀬地区縫製関係等作業場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第94号までの6議案は、本会議以上のものはなく、6議案とも全会一致で可決しました。

議案第101号、平成29年度黒潮町一般会計補正予算について。

本議案は、年度末調整が主なものです。

30 ページ、2 款 1 項 1 目 8 節で、ふるさと納税の報償費が 6,200 万減額されていますが、これは国の指導に基づき、返礼品の割合を 50 パーセントから 30 パーセントに削減したことから不用額が生じたものです。

49 ページ、6 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費、19 節で補助金で、産地パワーアップ事業で 2,823 万円が予算化されていますが、これはニラの包装機 2 台分で、国の予算が取れましたので予算化し、繰り越しで対応するものです。JA で既にお買っておる選別機へ、この包装機をセットするものです。JA 佐賀支所に設置するとのことです。

51 ページ、3 項水産事業費、2 目水産業振興費で、13 節、15 節、17 節合わせて 1,000 万円減額になっていますが、これは佐賀地区の漁業集落整備事業国庫配分が少なくなったための減額です。

56 ページ、8 款土木費、2 項道路橋梁費、2 目道路新設改良費で、17 節と 22 節で 6,171 万 4,000 円が減額されていますが、これは先の議会で町道認定していた窪川佐賀高規格道路の工事用道路として使う町道小黒ノ川中ノ川線、小黒ノ川中谷線、一ノ又線の経費でしたが、国の測量がまだできなかったために、今回減額し対応するものです。

本議案も、全会一致で可決しました。

議案第 104 号、平成 29 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についてから、議案第 107 号まで 4 議案は、4 議案とも年度末収支の調整の予算です。

議案第 104 号の国保では、出産育児一時金 42 万円、10 人分、420 万円を予算化していましたが、予定より 5 人も増えたので今回 210 万補正するという、うれしい予算化の説明がありました。

4 議案とも、全会一致で可決しました。

議案第 108 号、平成 30 年度黒潮町一般会計予算について。

本年度の予算は骨格予算なので、政策的な予算は 6 月補正になる予定です。

77 ページ、3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、12 節にある、あったかふれあいセンター事業費 4,800 万円は、既存の 4 事業所に委託するもので、現在、サテライト 9 カ所も運営しています。

介護予防にも重視しており、運動等で介護保険費の上昇もここで食い止める方法も検討されているとのことです。

107 ページ、5 款労働費、1 項労働諸費、1 目地域雇用促進事業、7 節機構対応分 1,647 万 1,000 円は、役場内の機構調整で不足する人員確保の 8 名分の賃金だそうです。

111 ページ、6 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費、15 節工事請負費 920 万円は、藤縄の菌茸施設の空調工事で、建設時から施設の空調が傷みが激しいので、今年度に県の補助事業高知農業を使い、8 馬力 2 台、5 馬力 9 台の改修を行うものです。

19 節補助金で、燃料タンク対策事業費 1,300 万円は、ハウスのタンクを 12 基、耐震対策をするものです。

園芸ハウス整備事業は、前年度から 1 名減にして 3 名分、3,056 万 6,000 円を組んでいます。

中山間地域等直接支払交付金 4,183 万 5,000 円は、耕作放棄地対策の一環で現在行われており、佐賀 6、大方 14 の 20 の協定で、対象面積は 241 ヘクタールになっております。

農業次世代人材投資資金「経営開始型」2,325 万円は、経営開始後は経験不足による安定した収益が難しいので、経営が安定するまで 5 年間をめぐり 150 万を、年間所得で変動しますが寄付するものです。

115 ページ、6 款 2 項、林業費、2 目林業振興費、8 節報償費 351 万円は、イノシシ 1,000 頭のほか有害鳥獣捕獲報償金です。30 年度は横ばいの予定だそうです。

13 節の森林病虫害駆除 468 万 5,000 円は、委員から、駆除効果は上がっていないように見えるので研究の必要がある、との意見が出されました。

119 ページ、6 款 3 項 2 目、13 節投石魚礁調査業務委託 400 万は、29 年度に試験的に投石した鉄鋼スラグ魚礁の追跡調査を行うものです。

121 ページ、3 目 13 節、ストックマネジメント調査委託 1,100 万円は、鈴と入野漁港の測量を行うものです。

125 ページ、7 款商工費、1 項商工費、2 目商工振興費、15 節 1,965 万 6,000 円は、ビオスとじいんず工房のエアコンを改修するものです。

134 ページ、8 款土木費、2 項道路橋梁費、2 目道路新設改良工事、15 節 2 億 9,700 万円は、湊川線、大井川馬荷線、小黒ノ川若山線、小黒ノ川荷稻線などの改良工事を行うものです。

138 ページ、8 款 5 項、都市計画費、5 目都市環境整備事業費、15 節の防災まちづくり拠点施設整備工事は、浮津と出口の集会所を整備するものです。

本議案も、反対意見もなく、賛成多数で可決しました。

議案第 109 号、平成 30 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について。

本議案の予算は償還のみの予算であり、特に問題もなく、全会一致で可決しました。

議案第 112 号、平成 30 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算について。

本予算は、昨年度比で 16.3 パーセントの減になってますが、これは県下統一になったためです。

歳入が、3 款から今年から 12 億 3,907 万 1,000 円増えたのは、県で配分しているからです。

国庫支出金の項目は、今回からなくなります。

歳入全体も、今年度法定外繰入をすれば、推計値で 30 年度は国税の改正をしなくても決算ができる予定です。

今年予算での特筆は、5 款 2 項 1 目、特定健診事業費、13 節の委託料に若者健康審査費 67 万 9,000 円が計上され、20 代から 30 代の特定健診が無料で行われることです。

本議案も、全会一致で可決しました。

議案第 113 号、平成 30 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算について。

本予算も、ほぼ例年どおりです。

18 ページの 3 款 1 項 1 目、介護予防生活支援サービス事業、13 節通所型短期集中運動委託料 508 万 2,000 円は、病院に入院しておいて退院後に、3 カ月の短期間に集中して運動等の講習を受けた専門員が、運動を行うことによって要介護にならないようにする取り組みで、成果があることから、5 人から 10 人に増やし実施するものです。

本来であれば、30 年度の介護保険料が 6,508 円であるのですが、これら介護予防の成果を見込み、264 円と基金 144 円と減額し、ごめんなさい、408 円減額し 6,100 円ということにしています。

本議案も反対意見はありませんでしたが、賛成多数で可決しました。

議案第 114 号、平成 30 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算についてから、議案第 118 号、ならびに議案第 120 号まで、6 議案は例年同様の予算であり、全会一致で可決致しました。

議案第 121 号、黒潮町環境ふれあい交流施設に係る指定管理者の指定についてから、議案第 123 号まで、3 議案とも継続でもあり、指定管理者として努力をされており、全会一致で可決しました。

長くなりましたが、以上報告します。

議長（山崎正男君）

これで、産業建設厚生常任委員長の報告を終わります。

これから、産業建設厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、産業建設厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

これで、各常任委員長の報告および各常任委員長に対する質疑を終わります。

これから、討論を行います。

初めに、議案第 67 号、黒潮町条例の用字、用語等の整備に関する条例の制定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 67 号の討論を終わります。

次に、議案第 68 号、黒潮町特別職の職員の給与の特例に関する条例等を廃止する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 68 号の討論を終わります。

次に、議案第 69 号、黒潮町国民健康保険拳ノ川診療所に勤務する医師の給与に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 69 号の討論を終わります。

次に、議案第 70 号、黒潮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 70 号の討論を終わります。

次に、議案第 71 号、黒潮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 71 号の討論を終わります。

次に、議案第 72 号、黒潮町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 72 号の討論を終わります。

次に、議案第 73 号、黒潮町行政財産の目的外使用料条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 73 号の討論を終わります。

次に、議案第 74 号、黒潮町公共用財産管理条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第74号の討論を終わります。

次に、議案第75号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第75号の討論を終わります。

次に、議案第76号、黒潮町半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第76号の討論を終わります。

次に、議案第77号、黒潮町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第77号の討論を終わります。

次に、議案第78号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第78号の討論を終わります。

次に、議案第79号、佐賀町同和小口資金貸付基金条例を廃止する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第79号の討論を終わります。

次に、議案第80号、黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第80号の討論を終わります。

次に、議案第81号、黒潮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第81号の討論を終わります。

次に、議案第82号、黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

宮地君。

9番 (宮地葉子君)

この条例は介護保険料を値上げするものですから、反対討論を致します。

介護保険を払う年齢になって初めて介護保険料を払ったときは、ずいぶん高いなあ実感した住民は少なく

ないと思います。年金暮らしの高齢者の生活を圧迫しているのが、介護保険料、国保料、その他もろもろの税金だと思います。

介護保険は、保険料を納めた人には平等に給付を行うのが保険制度の大前提です。しかし、2015年の制度の改定によって、要支援者1、2の該当者は介護保険制度から外されました。保険料だけは払いますが、給付は受けられません。

また、介護認定も年々厳しくなって、実情に沿った介護認定が認められず、サービスも実情に沿ったものが受けづらくなっています。

介護保険制度は、給付を受ける人が増える、または、施設などを増やしてサービスを拡充すると、それらを保険料で賄う仕組みになってまして、根本的な問題を持った制度だと思います。それゆえ、社会の高齢化が進むにつれて、介護保険料は上がることはあっても下がることは期待できず、高齢者の暮らしを圧迫していくと思います。

介護保険会計が年々苦しくなる根本的な問題は、国が社会保障費予算を削っていることにあります。国の2018年度予算でも、社会保障費の予算で自然増分を1,300億円も削減しています。また、この5年間で1兆4,600億円も社会保障費は削減されています。これは、GDP比で3年連続減の異常な事態です。

高齢化が進む中、国に社会保障費を上げるように声を挙げていかなければ、根本的な解決にはなりません。しかし、国保と同じで、赤字会計の目前の対策として執行部は努力をして値上げ幅を抑えてくれましたが、住民負担を選択しました。

国保とは、たてりは違いますが、国保会計のように一般財源から法定外繰入を行わない限り、赤字の解消にはなっていないと思います。一般会計からの法定外繰入は、国保のときも最初は大きな抵抗がありましたが、今は町長の英断で、法定外繰入6,000万円が当てられています。

執行部も、苦しい町民から税金を値上げするのは苦渋の提案だったと思いますし、大変努力もしてくれているとは思いますが、しかし、町民は介護保険料を払わないと大変です。介護保険料を払うと、暮らしが大変です。地方自治体は、国から住民の防波堤となって住民の命と暮らしを守り、福祉の向上に努める原点を追求すべきだと考えて、介護保険料の値上げには反対です。

議長（山崎正男君）

次に、賛成討論はありますか。

（なしの声あり）

反対討論はありますか。

（なしの声あり）

賛成討論はありますか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第82号の討論を終わります。

次に、議案第83号、黒潮町在宅介護手当の支給に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありますか。

坂本君。

1番（坂本あや君）

私は、賛成の立場で討論をさせていただきます。

この条例の改正は、用字、用語の整備に関するものだけではなく、条文上の第4条第1項では、これまで申

請の翌月からが期限月となっていたものが、提案月、提出月も含まれるという改正が行われたものと。

それから、先ほど委員長の方からも報告がありましたけれども、4項が加えられ、介護が必要となった時点、要は、死亡によって介護の必要がなくなった場合には、その月は認定月として改訂されるというものでございました。

私も9月議会でこの内容については質問をさせていただきましたけれども、こうした地域の人たちの現状に寄り添った改正がなされていくというのは、この本町の条例改正においてはとても大切なものであるというふうに思っております。こうして改正していただいたことに対して、うれしく思っていますので。

ただ、私が求めました支給日の改正にはまだ至っていないということでございますので、そのあたりはまだこれからの努力をしていただきたいとは思っておりますけれども、徐々に、こうした介護をされるご親族や関係者の方々に対しての配慮のあるこういう政策というのが、細心の注意を払いながらやられていくという改正、大事にしていきたいと思っておりますので、この条例改正については賛成をするものです。

議長（山崎正男君）

次に、反対討論の方、ありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第83号の討論を終わります。

次に、議案第84号、黒潮町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例の制定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第84号の討論を終わります。

次に、議案第85号、黒潮町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第85号の討論を終わります。

次に、議案第86号、黒潮町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第86号の討論を終わります。

次に、議案第87号、黒潮町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 87 号の討論を終わります。

次に、議案第 88 号、黒潮町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 88 号の討論を終わります。

次に、議案第 89 号、黒潮町長瀬地区縫製関係等作業場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 89 号の討論を終わります。

次に、議案第 90 号、黒潮町都市公園条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 90 号の討論を終わります。

次に、議案第 91 号、黒潮町さが交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 91 号の討論を終わります。

次に、議案第 92 号、黒潮町地域特産品処理加工施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 92 号の討論を終わります。

次に、議案第 93 号、黒潮町環境ふれあい交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 93 号の討論を終わります。

次に、議案第 94 号、黒潮町林業総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 94 号の討論を終わります。

次に、議案第 95 号、黒潮町教育研究所設置条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 95 号の討論を終わります。

次に、議案第 96 号、黒潮町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 96 号の討論を終わります。

次に、議案第 97 号、黒潮町少年補導育成センター設置条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 97 号の討論を終わります。

次に、議案第 98 号、黒潮町立保育所設置条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 98 号の討論を終わります。

次に、議案第 99 号、黒潮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 99 号の討論を終わります。

次に、議案第 100 号、黒潮町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 100 号の討論を終わります。

次に、議案第 101 号、平成 29 年度黒潮町一般会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 101 号の討論を終わります。

次に、議案第 102 号、平成 29 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 102 号の討論を終わります。

次に、議案第 103 号、平成 29 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 103 号の討論を終わります。

次に、議案第 104 号、平成 29 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 104 号の討論を終わります。

次に、議案第 105 号、平成 29 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 105 号の討論を終わります。

次に、議案第 106 号、平成 29 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 106 号の討論を終わります。

次に、議案第 107 号、平成 29 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 107 号の討論を終わります。

次に、議案第 108 号、平成 30 年度黒潮町一般会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 108 号の討論を終わります。

次に、議案第 109 号、平成 30 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 109 号の討論を終わります。

次に、議案第 110 号、平成 30 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 110 号の討論を終わります。

次に、議案第 111 号、平成 30 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 111 号の討論を終わります。

次に、議案第 112 号、平成 30 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 112 号の討論を終わります。

次に、議案第 113 号、平成 30 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 113 号の討論を終わります。

次に、議案第 114 号、平成 30 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算についての討論はありませんか。
(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 114 号の討論を終わります。

次に、議案第 115 号、平成 30 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算についての討論はありませんか。
(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 115 号の討論を終わります。

次に、議案第 116 号、平成 30 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 116 号の討論を終わります。

次に、議案第 117 号、平成 30 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算についての討論はありませんか。
(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 117 号の討論を終わります。

次に、議案第 118 号、平成 30 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算についての討論はありませんか。
(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 118 号の討論を終わります。

次に、議案第 119 号、平成 30 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算についての討論はありませんか。
(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 119 号の討論を終わります。

次に、議案第 120 号、平成 30 年度黒潮町水道事業特別会計予算についての討論はありませんか。
(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 120 号の討論を終わります。

次に、議案第 121 号、黒潮町環境ふれあい交流施設に係る指定管理者の指定についての討論はありませんか。
坂本君。

1 番 (坂本あや君)

議案第 121 号の、環境ふれあい交流施設に係る指定管理者の指定についての件で、賛成討論を致します。

この議案については、公募によって募集をした結果、1 件しか、有限会社ビオスしか公募の希望がなかったというご説明でございました。

そしてまた、委員長報告の中でも、努力をして続けておられるということで、全会一致で可決というご報告がありました。

私は、環境ふれあい施設の立ち上げに立ち会った経緯がありまして、今は関係はございませんけれども、そのときの経緯をよく存じておりますので、こうしたいろんな施設を運営するに当たっては、非常に、一つのこ

の有限会社という会社が運営しておりますので、そういう会社が運営していくということは非常に大変なことでございます。何人も、20人から30人の人を雇い、そしてその人の人件費を払い、そしてまた事業投資をしていくということで、自分たちの資本を投じて会社を運営していきます。

そういった中で、私はその公募による、よらないという、この規定についてのやり方というのは、もっと慎重に考えて出していくべきだという考え方を以前から持っております。

3件ほど出ておりますが、まず、この第1件目の121号については、こうした努力があって、順調な経営をして、順調にその雇用も進めているということで、私はこれからも大事にこの姿勢を貫いていただきたいと思っておりますので、この121号については賛成を致します。ぜひ頑張ってくださいと思っています。

以上です。

議長（山崎正男君）

次に、反対討論はありますか。

（なしの声あり）

賛成討論はありますか。

宮地君。

9番（宮地葉子君）

私はいつも、このビオス大方ですね、指定管理者のやり方について意見を述べてきたものです。

この施設は、ご存じのように公設民営の施設でして、税金が投入されてます。それを、公募によらないで指定管理者を指定するということは、やっぱり住民に対して、税金を使っているのに公平さがないということで反対してきたんですけども、今回は公募をしたということで。

申込者がたとえ1者であっても、公平さは大事だと思います。今回、この公募にしたということで、大変いいやり方をしてくれたと思って、賛成です。

議長（山崎正男君）

次に、反対討論ございませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第121号の討論を終わります。

次に、議案第122号、黒潮町立佐賀児童館に係る指定管理者の指定についての討論はありますか。

坂本君。

1番（坂本あや君）

議案第122号の賛成討論を致します。

この黒潮町の町立佐賀児童館の運営については、こちらにありますように指定管理者として指定する団体、はらからさんですが、地域のさまざまな所で努力をしていただいて、町の運営に非常に携わっていただいているということで、私も日ごろの活動をよく見せていただいています。

そういうところがですね、先ほどのビオスと一緒にすけれども、やはり規定の中にあるからといって、ただ公募をすればいいのかということについて、私は疑問を持っています。ですから、きちっとその人たちのやっていることを評価した上で、公募に掛けるのか、掛けないのかということの判断は、行政がしっかりしていくべきではないかと思っています。

そして、当然ながら、こうしてはらからさんの活動が皆さんの中で認識され、公募によっても、こうしてはらからさんに運営を続けていただきたいというふうに決定されるべきではないかと思っていますので、私は

賛成を致します。

議長（山崎正男君）

次に、反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 122 号の討論を終わります。

次に、議案第 123 号、黒潮町水産加工施設に係る指定管理者の指定についての討論はありませんか。

坂本君。

1 番（坂本あや君）

議案第 123 号について、賛成討論を致します。

この黒潮町水産加工に係る指定管理者の指定については、公募によらないものです。

公募によらないその理由として、やはり、企業の努力が非常にあったというご説明を執行部が、説明の中でおっしゃっておりました。

私もそのとおりだと思っています。こうしてですね、指定管理者という指定で、公共の施設を使いながらお商売をしていく。その中で、自己の投資もある。そして、さまざまな方々を雇用して、地域に貢献していただいている。こういう施設については、私は公募によらない指定があってしかるべきであると思っています。

そういう意味で、私はこの議案に対して、株式会社明神フーズさんですね、こちらの方がこれからも頑張って指定管理者として務めていただきたいと思っていますので、賛成を致します。

以上です。

議長（山崎正男君）

次に、反対討論ありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 123 号の討論を終わります。

これで、討論を終わります。

この際、13 時 30 分まで休憩します。

休 憩 11 時 45 分

再 開 13 時 30 分

議長（山崎正男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議案第 67 号、黒潮町条例の用字、用語等の整備に関する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 67 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 68 号、黒潮町特別職の職員の給与の特例に関する条例等を廃止する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 68 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 69 号、黒潮町国民健康保険拳ノ川診療所に勤務する医師の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 69 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 70 号、黒潮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 70 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 71 号、黒潮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 71 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 72 号、黒潮町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 72 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 73 号、黒潮町行政財産の目的外使用料条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 73 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 74 号、黒潮町公共用財産管理条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 74 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 75 号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 75 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 76 号、黒潮町半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 76 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 77 号、黒潮町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 77 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 78 号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 78 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 79 号、佐賀町同和小口資金貸付基金条例を廃止する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 79 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 80 号、黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 80 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 81 号、黒潮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 81 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 82 号、黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手多数です。

従って、議案第 82 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 83 号、黒潮町在宅介護手当の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 83 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 84 号、黒潮町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 84 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 85 号、黒潮町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 85 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 86 号、黒潮町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 86 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 87 号、黒潮町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 87 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 88 号、黒潮町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定につ

いてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 88 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 89 号、黒潮町長瀬地区縫製関係等作業場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 89 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 90 号、黒潮町都市公園条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 90 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 91 号、黒潮町さが交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 91 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 92 号、黒潮町地域特産品処理加工施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 92 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 93 号、黒潮町環境ふれあい交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 93 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 94 号、黒潮町林業総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 94 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 95 号、黒潮町教育研究所設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 95 号は、委員長の報告のとおりに可決されました。

次に、議案第 96 号、黒潮町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 96 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 97 号、黒潮町少年補導育成センター設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 97 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 98 号、黒潮町立保育所設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 98 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 99 号、黒潮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 99 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 100 号、黒潮町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 100 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 101 号、平成 29 年度黒潮町一般会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 101 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 102 号、平成 29 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 102 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 103 号、平成 29 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 103 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 104 号、平成 29 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 104 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 105 号、平成 29 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 105 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 106 号、平成 29 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 106 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 107 号、平成 29 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 107 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 108 号、平成 30 年度黒潮町一般会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手多数です。

従って、議案第 108 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 109 号、平成 30 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 109 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 110 号、平成 30 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 110 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 111 号、平成 30 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 111 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 112 号、平成 30 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 112 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 113 号、平成 30 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 113 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 114 号、平成 30 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 114 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 115 号、平成 30 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 115 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 116 号、平成 30 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 116 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 117 号、平成 30 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 117 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 118 号、平成 30 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 118 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 119 号、平成 30 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 119 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 120 号、平成 30 年度黒潮町水道事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 120 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 121 号、黒潮町環境ふれあい交流施設に係る指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 121 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 122 号、黒潮町立佐賀児童館に係る指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 122 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 123 号、黒潮町水産加工施設に係る指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 123 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

この際、2 時 20 分まで休憩します。

休 憩 13 時 57 分

再 開 14 時 20 分

議長（山崎正男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 3、議員提出議案第 9 号、黒潮町議会規則の用字、用語等の整備に関する規則の制定についてから、議員提出議案第 13 号、黒潮町議会事務局規程の一部を改正する訓令についてまでを一括議題とします。

提案趣旨説明を求めます。

提出者、宮地葉子君。

9 番（宮地葉子君）

それでは、議員提出議案第 9 号から、第 13 号までの提案趣旨説明を行います。

初めに、議員提出議案第 9 号、黒潮町議会規則の用字、用語等の整備に関する規則の制定について、ご説明致します。

この規則は、今年度実施した例規集の内容精査によって、議会が所管する規則について、その内容および効力に変更を生じさせない限度において、用事や用語などを統一した表現する整備するために制定するものです。

施行は、平成 30 年 4 月 1 日からとしております。

次に、議員提出議案第 10 号、黒潮町議会訓令の用字、用語等の整備に関する訓令の制定について、ご説明致します。

この訓令は、先ほどの規則と同様の理由で、議会が所管する訓令を整備するものです。

これの施行も、平成 30 年 4 月 1 日からとしております。

次に、議員提出議案第 11 号、黒潮町議会震災対策特別委員会設置規程を廃止する訓令について、ご説明致します。

この特別委員会の設置期間は 2 年間としておりましたが、平成 25 年 3 月議会において調査終了の報告を可決し、設置後 2 年を待たずに当該特別委員会の活動を終結することが決定されております。

従いまして、この訓令は既に効力を失っておりますので、公表の日をもって廃止とするものです。

次に、議員提出議案第 12 号、黒潮町議会活性化特別委員会設置規程を廃止する訓令について、ご説明致します。

この特別委員会の設置期間は 2 年間としており、平成 25 年 6 月議会において調査終了の報告を可決し、設置期間の 2 年を満了して、当該特別委員会の活動を終結することが決定されております。

従いまして、この訓令は既に効力を失っておりますので、公表の日をもって廃止とするものです。

次に、議員提出議案第 13 号、黒潮町議会事務局規程の一部を改正する訓令について、ご説明致します。

当該規程の第 4 条で、文書番号の付番方法について暦年で行うよう規程をしておりますが、実際の運用は、公示等の文書は暦年で付番し、その他の業務文書は会計年度で付番して管理をしていることから、当該規程の一部を改正し、実情に合致させようとするものです。

現在の規程の文言については、新旧対照表を添付しておりますので、それでご確認願います。

この訓令の改正については、住民の権利、義務に影響を及ぼすものではないことから、公表の日から施行するものとしております。

以上、議員提出議案第 9 号から第 13 号までの提案趣旨説明を終わります。

議長（山崎正男君）

これで、提案趣旨説明を終わります。

これから、質疑を行います。

初めに、議員提出議案第 9 号、黒潮町議会規則の用字、用語等の整備に関する規則の制定についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議員提出議案第 10 号、黒潮町議会訓令の用字、用語等の整備に関する訓令の制定についての質疑はあ

りませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、議員提出議案第 11 号、黒潮町議会震災対策特別委員会設置規程を廃止する訓令についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、議員提出議案第 12 号、黒潮町議会活性化特別委員会設置規程を廃止する訓令についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、議員提出議案第 13 号、黒潮町議会事務局規程の一部を改正する訓令についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

初めに、議員提出議案第 9 号、黒潮町議会規則の用字、用語等の整備に関する規則の制定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

次に、議員提出議案第 10 号、黒潮町議会訓令の用字、用語等の整備に関する訓令の制定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

次に、議員提出議案第 11 号、黒潮町議会震災対策特別委員会設置規程を廃止する訓令についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

次に、議員提出議案第 12 号、黒潮町議会活性化特別委員会設置規程を廃止する訓令についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

次に、議員提出議案第 13 号、黒潮町議会事務局規程の一部を改正する訓令についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議員提出議案第 9 号、黒潮町議会規則の用字、用語等の整備に関する規則の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第 10 号、黒潮町議会訓令の用字、用語等の整備に関する訓令の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第 11 号、黒潮町議会震災対策特別委員会設置規程を廃止する訓令についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第 12 号、黒潮町議会活性化特別委員会設置規程を廃止する訓令についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第 13 号、黒潮町議会事務局規程の一部を改正する訓令についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

日程第 4、黒潮町選挙管理委員会委員および補充員の選挙を行います。

この選挙は、現在の委員および補充員の任期が平成 30 年 5 月 15 日までとなっていることから、次期の委員および補充員を選出するものです。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 14時 31分

再 開 14時 32分

議長 (山崎正男君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

選挙管理委員会委員には、ただ今配付した用紙に記載したとおり、松岡敬夫君、村越良一君、西村美代君、植田雄二君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただ今、指名した方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、ただ今指名した、松岡敬夫君、村越良一君、西村美代君、植田雄二君、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会委員補充員には、第1順位に川村稔君、第2順位に二宮重則君、第3順位に山下恵美子君、第4順位に文野勲君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただ今、指名しました方を選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、ただ今指名した、第1順位に川村稔君、第2順位に二宮重則君、第3順位に山下恵美子君、第4順位に文野勲君、以上の方が選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

日程第5、議員の派遣に関する件についてを議題とします。

会議規則第127条の規定による、議員の派遣に関する件については、皆さまの議席に配布したとおりであります。

お諮りします。

議員の派遣に関する件に記載しているとおり、議員を派遣することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、議員の派遣に関する件に記載しているとおり、議員を派遣することに決定しました。

日程第6、委員会の閉会中の継続審査ならびに調査についてを議題とします。

各常任委員長から委員会において審査、調査中の事件について、会議規則第74条の規定によって、皆さまの議席に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査の申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、各常任委員長からの申し出のとおりとすることに決定しました。

暫時休憩致します。

休 憩 14時 36分

再 開 15時 00分

議長 (山崎正男君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、諸行事を行います。

坂本教育長が、今月末日で任期満了を迎えられます。任期満了に当たり、ご勇退される旨の報告を受けております。

ここで、坂本教育長から、任期を満了するに当たり一言ごあいさつを賜りたいと存じます。

坂本教育長、よろしくお願い致します。

教育長 (坂本 勝君)

それでは、一言ごあいさつを申し上げます。

このたび、3月末をもちまして、教育長を退任をすることになりました。

教育長としては、実質2期、7年8カ月務めさせていただきました。それから、議会の方では、平成15年からちょうど15年間、ほんとに長い間お世話になりました。ありがとうございました。

役場勤務は、ちょうど45年間ということになります。ほんとに今思ってもですね、その当時、勤務をした部署、そういったときのことが今でも思い出されます。

自分は役場へ入ったときにはですね、主に技術畑を20年くらい経験をしまして、その後、事務の方へということになりました。

特に最後の10年間ですけれども、最後の10年間をですね、教育行政の方へかかわらせていただきました。ほんとに教育の難しさというか、また、子どもたちにかかわれる、そういったことのやりがいというか、そういうことをほんとに感じてきました。もっとももっといろんなことができたのではないかと、教育長としてもっとこういうことをすべきではなかったかというふうに思いますけれども、その時々にはほんとに精いっぱい、誠意を持って向き合ってきたというふうに思っております。これも、校長先生方、それから教育委員会のメンバー、そして町の職員の方々、それから、議会の皆さんのほんとに支えがあったからこそ、ここまで務め上げることができたというふうに思っております。

ほんとに皆さんには、長い間大変お世話になりました。ありがとうございました。

(議場から拍手)

議長 (山崎正男君)

これで、坂本教育長の発言を終わります。

坂本教育長には、7年8カ月の長きにわたり、黒潮町の教育全般の運営にご尽力いただき、誠にありがとうございました。

特に、先生方の人事や学校長の連携を深めつつ、児童生徒の育成にも大きな力をいただきました。また、保護者や各種行事にもお心配りをいただきまして、ありがとうございました。

このたびのご勇退は誠に残念ですが、今後は、どうかますますご健勝でお暮らしてください。
あらためまして、教育長のご貢献に対し、敬意と感謝を申し上げます。本当に長い間お世話になり、ありがとうございました。

これで、諸行事を終わります。
町長から発言を求められております。
これを許します。

町長。

町長（大西勝也君）

平成30年3月第22回黒潮町議会定例会、誠にお疲れさまでした。
また、今議会に提案させていただきましたすべての議案につきまして、ご同意、ご可決を賜り、誠にありがとうございました。

今議会で賜りましたご意見を参考に、引き続き、住民福祉の増進に全力で取り組んでまいります。
また、今任期でご勇退をされます坂本教育長におかれましては、長きにわたるご奉職、本当にお疲れさまでした。

特に、7年8カ月の教育長としての任期期間中の、黒潮町教育行政の発展に対するご功績は誠に大でありまして、心より敬意と感謝、ならびにご慰労を申し上げる次第です。

振り返ってみますと、多々ある業務の中でも、子どもたちの命を最前線で預かる立場にありながら、東日本、ならびに1年後の国内津波最高想定高を教育長としてご経験され、その重責、ならびに重圧はいかばかりであったかと、お察しする次第です。

その後、本格的にスタート致しました防災教育の効果は、既にいろんな所に発現されており、子どもたちの姿が、教育長にとっての何よりの最大の喜びとするところではないかなと思います。

その教育行政で育ってきた、黒潮町の子どもたちの将来を楽しみに、ご勇退後はぜひ健康にご留意をいただきながら、趣味に講じ、そして笑顔があふれ、幸せなお時間をお過ごしいただければ幸いです。

立場は変わられましても、引き続き町政発展のために、さまざまなご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い致します。

本当にありがとうございました。

議長（山崎正男君）

これで、町長の発言を終わります。
以上で、本日の日程はすべて終了しました。
会議を閉じます。

これで、平成30年3月第22回黒潮町議会定例会を閉会します。

閉会時間 15時 07分

会議録の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

山崎正男

署名議員

澳本哲也

署名議員

宮川徳光